ロ　法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　試験研究又は学術研究を目的とし、かつ、掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取（ボーリング機械を用いて行うものを除く。）

(2)　第十二条第十八号から第二十号までに掲げる行為

ハ　法第二十条第三項第七号並びに第二十二条第三項第二号、第五号から第七号に掲げる行為

九　法第二十三条第三項第七号に規定する権限

十　法第二十四条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項に規定する権限

十一　法第二十七条第五項に規定する権限

十二　法第三十条第一項に規定する権限

十三　法第三十二条に規定する権限（地方環境事務所長の許可に係るものに限る。）

十四　法第三十三条第一項、第二項、第四項及び第六項に規定する権限

十五　法第三十四条第一項及び第二項に規定する権限（地方環境事務所長の許可に係るものに限る。）

十六　法第三十五条第一項及び第二項に規定する権限

十七　法第三十九条第二項、第三項、第六項及び第九項に規定する権限

十八　法第四十条に規定する権限

十九　法第四十二条に規定する権限

二十　法第六十二条第一項及び第二項に規定する権限

二十一　法第六十七条第三項に規定する権限（第一号ロからホまでに掲げる行為に係るものに限る。）

二十二　法第六十八条第一項（第六号イからチまで、第七号イからヘまで及び第八号イからハまでに掲げる行為に係る協議に関する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限

二十三　第十条第四項に規定する権限

二十四　第十二条第三十号に規定する権限

二十五　第十三条の八第二項に規定する権限

二十六　第十五条第十六号に規定する権限

第十九条中「第五十六条第二項」を「第六十八条第二項」に改め、同条第三号中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「第十三条の十四各号」を「第十三条の二各号」に改める。

第十八条中「第五十四条第二項」を「第六十六条第二項」に改める。

第十七条中「第五十二条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十六条中「第二十二条第二項、第二十八条第三項、第三十条第三項若しくは第五十条第四項又は令第十二条第二項（令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。）」を「第十七条第二項、第三十条第二項、第三十五条第三項、第三十七条第三項又は第六十二条第四項」に改める。

第四章を第五章とする。

第十五条の四中「第三十一条第三項第三号」を「第四十三条第三項第三号」に改め、同条を第十五条の十とする。

第十五条の五中「第三十二条第一項」を「第四十四条第一項」に、「第三十五条」を「第四十七条」に改め、同条を第十五条の十一とする。

第十五条の六中「第三十四条」を「第四十六条」に、「第三十五条」を「第四十七条」に改め、同条を第十五条の十二とする。

第十五条の七中「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「第三十八条各号」を「第五十条各号」に改め、同条を第十五条の十三とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　生態系維持回復事業

（国立公園における生態系維持回復事業の確認）

第十五条の四　地方公共団体が、法第三十九条第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

一　その行う生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二　その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ　生態系の状況の把握及び監視

ロ　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ　生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ　生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ　前各号に掲げる事業に必要な調査等

（国立公園における生態系維持回復事業の認定）

第十五条の五　国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。

一　その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　成年被後見人又は被保佐人

ロ　この法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　その行う生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三　その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからヘまでのいずれかに該当すること。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第十五条の六　法第三十九条第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

2　法第三十九条第四項第四号に規定する環境省令で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3　法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二　生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

4　前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

第十五条の七　法第三十九条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第十五条の八　法第三十九条第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更を必要とする理由

（国定公園における生態系維持回復事業の確認及び認定）

第十五条の九　第十五条の四から前条までの規定は、国定公園における生態系維持回復事業の確認及び認定について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十五条の四中「地方公共団体」とあるのは「都道府県以外の地方公共団体」と、「法第三十九条第二項」とあるのは「法第四十一条第二項」と、第十五条の五中「法第三十九条第三項」とあるのは「法第四十一条第三項」と読み替えるものとする。